

小坂町地域づくり交付金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「参加と協働のまちづくり」を進めるため、自治会、ボランティア団体など町民が組織する自主的な団体や個人が、自ら進んで取り組む地域づくり事業を支援するもので、当該団体等が実施する事業に対して助成を行い、地域の活性化や振興を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会等の地縁団体
 - (2) ボランティア団体、NPO 団体
 - (3) 町民が組織する推進協議会等の団体
 - (4) 18歳以上で、小坂町に住所を有する5名以上で構成された団体
ただし、高校生等で組織される団体の場合は、申請代表者の保護者の承認を得ているものとする。
 - (5) その他町長が特に認める団体
- 2 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体及び営利団体は対象外とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とし、国及び秋田県又は小坂町等の既存の補助制度がある場合は、その制度の運用を優先する。

- (1) 地域内のコミュニティ形成に必要なソフト事業の他、町民の生活改善に必要な環境整備事業等のうちコミュニティづくりを図る事業。
 - (2) 郷土芸能や伝承行事等の伝統文化の保存、伝承を図る事業。
 - (3) 地域の活性化及びにぎわいづくりを図る事業。
 - (4) 子どもの健全な育成を図る事業。
 - (5) 地域間及び国際交流の推進を図る事業。
 - (6) その他、町長が特に必要と認める事業。
- 2 次に掲げる事業及び経費は、原則として助成対象から除くものとする。
- (1) 労務費等の人件費。
 - (2) 団体構成員等の報酬費。
 - (3) 飲食費。ただし事業遂行時の茶菓子代並びに事業の性質上必要と認められる飲食はこの限りではない。
 - (4) 国、秋田県、小坂町からの補助金もしくは交付金を受けている事業。
 - (5) 先進地視察、各種会議、講演会への出席を主たる目的とする事業。
 - (6) 施設建設や改修又は維持管理を主たる目的とする事業。ただし事業の性質上必要と認められる場合はこの限りではない。

- (7) 備品の購入及び更新を主たる目的とする事業。ただし事業の性質上必要と認められる場合はこの限りではない。
- (8) 日常的な趣味やサークルの活動経費等
- (9) 賞品として取り扱う金券等

(申請)

第4条 小坂町地域づくり交付金の助成を受けようとする団体等は、事前に申請書を提出し、助成対象事業に該当するかどうかの審査を受ける。提出する補助金の申請等の手続きは、小坂町財務規則による。

- (1) 補助金の申請は、小坂町財務規則第103号様式による。
- (2) 別紙様式「小坂町地域づくり交付金事業計画書」を添付する。
- (3) 別紙様式「小坂町地域づくり交付金事業費内訳書」を添付する。
- (4) 別紙様式「小坂町地域づくり交付金年間事業計画表」を添付する。
- (5) 事業が終了した後、小坂町財務規則第105号様式を提出する。

2 申請は事業実施前に行うこととし、年度1回までとする。複数年の事業もその都度申請する。

(交付決定)

第5条 前条の規定による申請の事業認定は次条に規定する「小坂町地域づくり交付金事業審査会」(以下「審査会」という。)において行う。審査会は提出された申請内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付は、原則として第2条に掲げる事業ごとに、年度内1団体等につき1回限りとする。

(審査会)

第6条 申請の内容を審査するため審査会を設置し、次に掲げるもので組織する。

- (1) 審査会の会長は副町長とする。副会長は総務課長とする。
- (2) 会長は、必要に応じて審査会を招集し、その運営を行う。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 委員は、建設課長、観光産業課長、町民課長、福祉課長、教育委員会事務局長とする。
- (5) 審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (6) 審査会の庶務は、総務課企画財政班が処理する。

2 審査会は、事業が申請された年度内の6月と11月に開催する。

(助成金等)

第7条 助成金は、予算の範囲内において交付する。

- 2 第2条の各号に掲げる事業に対する助成金は、交付限度額を20万円とし、対象経費については全額助成（千円未満は切り捨てる。）する。ただし、対象経費のうち備品の購入に対する交付限度額は10万円とし、対象経費が備品の購入のみとなる場合は助成の対象外とする。また、同じ団体による同一事業とみなされるものについて継続的に行われた場合、自治会が行う年中事業を除き、4年目以降は原則として4分の1以内の額（千円未満は切り捨てる。）とする。
- 3 事業参加者への賞品に対する交付限度額は、賞品総額の3分の1以内の額（千円未満は切り捨てる）とする。
- 4 事業費に変更が生じた場合、原則として助成金の増額変更はしないものとする。

（事業の変更等）

第8条 助成金の交付申請をし、もしくは交付決定を受けた団体等で、当該事業が次の各号に該当する変更が生じたときは、小坂町財務規則第107号様式及び「小坂町地域づくり交付金事業計画変更申請書」を町長に提出し、承認を求めなければならない。

- (1) 当該事業に要する経費に増減が生じたとき。
- (2) 当該事業の期日、会場等に変更が生じたとき。
- (3) 施工場所または設置場所に変更が生じたとき。
- (4) 当該工事及び改修の構造、機能等の施工内容に変更が生じたとき。ただし、構造、機能等は主要な部分の変更とし、付帯設備などの軽微な変更は除く。
- (5) その他、町長が必要と認めた事項。

2 助成金の交付決定を受けた事業が実施できなくなった場合は、助成事業取り下げ申請書を提出しなければならない。また、すでに交付を受けた助成金がある場合は、その全額を返還しなければならない。

（要綱の検証及び見直し）

第9条 この要綱は3年を超えない期間ごとに第1条の趣旨にふさわしいものであるかを検証し、適切な措置を講ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和3年小坂町要綱第143号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年小坂町要綱第13号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

- ※ 他課等において、類似事業がある場合、もしくは他の事業内で行うべき事業である場合は、調整を図るとともに、原則として他課等所管既存事業、要綱等を優先する。
- ※ 本助成制度は、団体の運営活動費として補助するものではなく、町民に還元される事業

費として助成するものである。